

2 最近の再販売価格の拘束事件

件名 措置年月日	内容
平成28年（措）第7号 コールマンジャパン(株)に 対する件 平成28年6月15日	<p>キャンプ用品の実店舗における販売又はインターネットを利用した販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に、次の販売ルールに従って販売するようにさせていた。</p> <p>① キャンプ用品ごとに定める下限の価格以上の価格で販売すること。</p> <p>② 割引販売は、他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合又は実店舗における在庫処分を目的として、コールマンジャパンが指定する日以降、チラシ広告を行わずに、一部の商品を除いて実施する場合に限り行うこと。</p>
平成24年（措）第7号 アディダスジャパン(株)に 対する件 平成24年3月2日	<p>イーリートーンの販売に関し、遅くとも平成22年3月下旬以降、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に</p> <p>① イーリートーンのうち平成22年10月以前に発売したモデルを、アディダスジャパンの定めた値引き限度価格以上の価格で</p> <p>② イーリートーンのうち平成22年11月以降に発売したモデルを、アディダスジャパンの定めた本体価格どおりの価格でそれぞれ販売するよう要請し、要請に従わない場合にはイーリートーンの出荷停止等を行う旨示唆するとともに、それでも要請に反する価格での販売を継続する小売業者に対しては、イーリートーンの出荷を停止する、在庫を返品させるなどすることにより、値引き限度価格以上の価格で又は本体価格を維持して販売するようにさせていた。</p>

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～三 （略）

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者これを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五・六 （略）

【排除措置】

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

【不公正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

【排除措置】

第二十条 （略）

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

4 参考

- 「消費者向け e コマースの取引実態に関する調査報告書」(公正取引委員会, 平成 31 年 1 月 29 日公表) (抜粋) 再販売価格維持行為等の部分 (112 頁~113 頁)

2 メーカー・小売業者間で問題となる行為

(1) 再販売価格維持行為等

ア 調査結果

(略)

イ 評価と今後の対応方針

小売業者がオンライン販売を行うことによって、実店舗での販売のみが行われている場合と比較して、メーカーは小売価格等を把握しやすくなり、再販売価格維持行為等を行った場合には、その実効性を確保しやすくなっていると考えられる。また、同様に、小売業者間においても相互の販売価格等を把握しやすくなっており、価格面での協調行為を行うことも容易になっていると考えられる。

メーカーによる小売業者の小売価格や販売価格の広告・表示の方法に対する指導・要請については、当該指導・要請が、単なる参考価格を示すものなどにとどまらず、小売業者がメーカーの示した価格で販売すること等についての実効性が確保されていると認められる場合には、原則として違法となる(再販売価格の拘束、価格に関する広告・表示の制限(流通・取引慣行ガイドライン第1部第2の6(3)))。

また、小売業者が、メーカーに対して、他の小売業者の販売価格等について要請を行うという行為は、メーカーによる再販売価格維持行為を誘発するおそれがあり、また、メーカーによる同行為の実効性確保手段にもなり得るものであるほか、メーカーを基点(hub)とした、小売業者とメーカーによる不当な取引制限として独占禁止法上問題となり得る場合もある。

公正取引委員会としては、価格監視が容易となる技術の進展状況や普及状況にも着目しつつ、メーカーが再販売価格維持行為等を行っていないか、小売業者によって当該行為が誘発されていないか、また、小売業者とメーカーによる不当な取引制限が行われていないかといった観点から、メーカーと小売業者間の取引の状況について情報収集に努めるとともに、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処することとする。